



法人後見事業

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会（以下、「姫路市社協」）が、法人として成年後見人や保佐人、補助人（以下、「後見人等」）になることで、物事を判断する能力が十分でない方の日常生活の支援を行います。

こんなことでお困りではありませんか？

最近、物忘れが増えてきたので、お金の管理が不安になってきたなあ。



私たちが年をとってきたから、障害のある子どもの将来が心配だなあ。



母は遠くに住んでいるから、私が後見人になるのは難しいわ。誰か後見人になってくれないかしら。



成年後見制度とは？

認知症などの病気や障害によって、物事を判断する能力が十分でない方が安心して生活ができるように、後見人等が金銭の管理や福祉サービスの契約などを行い、ご本人の権利を守る制度です。

後見人等の主な仕事には、次のようなものがあります。

身上監護

ご本人の心身の状態や生活状況に合わせて医療や介護保険、障害福祉サービスなどの手続きや契約をします。

- 施設の入退所などの契約
- 介護保険や障害福祉サービスの利用契約
- 入院の手続きや医療費の支払い



財産管理

資産や負債、収支の内容を把握し、ご本人の生活状況に合わせて金銭などを管理します。

- 収入や支出の管理
- 銀行などの金融機関との取引
- 通帳や権利書などの保管



相談から支援の開始まで

相談

ご本人やご親族、関係者の方から 姫路市社協へご相談ください。

状況の把握

ご本人やご親族、関係者の方と面談や資料などにより、ご本人の状況を把握します。

要件の確認

姫路市社協では法人後見事業の対象となる方の財産や生活状況などについて要件を設けています。

要件に該当した場合は、申立に必要な書類を申立人（ご本人や関係者など）にお渡しします。

申立書等書類の作成については、ご相談ください。

申立

申立人から家庭裁判所へ申立書などの必要書類を提出していただきます。

審判

家庭裁判所から、姫路市社協を後見人等とする審判を受けます。

支援の開始

審判が確定したら、支援を始めます。



姫路市社協が法人として後見人等になると、個人が後見人等になる場合と比べて、長期的に支援に関わることができるという利点があります。

相談・問合せ先

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会 総合相談支援課

〒670-0955

姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階

TEL: 079-280-2224

FAX: 079-262-9001

受付時間: 月～金曜日 8:35～12:00

13:00～17:20

(土・日・祝・12/29～1/3を除く)

姫路市
総合福祉会館
2F

